

災害発生時等における支援に関する覚書

浦安市（以下「甲」という。）と市川市農業協同組合（以下「乙」という。）は、「浦安市と市川市農業協同組合との包括連携に関する協定書」に基づき、災害発生時等における乙から甲への支援に関して、次のとおり必要な事項を定め、覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 本覚書に基づき、乙が実施する支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）物資等の提供
- （2）前号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（物資協力要請）

第3条 甲は、災害発生時等における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）米、菓子類、生活用品
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第6条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、供給要請書によ

り行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行うことができるものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資等の引渡しの場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指定した引渡しの場所に甲の職員を派遣して、物資等の引渡しを受けるものとする。

(連絡先及び連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害発生時等における連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、災害発生時等における連絡先又は連絡責任者に変更があったときは、速やかに、変更後のものを相手方に連絡するものとする。

(費用負担)

第9条 本覚書に基づき乙が甲に供給した物資等の対価、運搬費その他物資等を供給するために要した費用は、甲が負担することを原則とし、当該費用の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本覚書の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本覚書は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 本覚書に定めがない事項又は本覚書について疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年7月2日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
千葉県浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 千葉県市川市北方町4丁目1352番地2
市川市農業協同組合
代表理事組合長 今野博之